

会 議 録

会議の名称	第5回 枚方市事務事業評価員会議
開催日時	平成24年11月7日（水） 19時00分から21時16分まで
開催場所	枚方市役所 特別会議室
出席者	正木啓子評価員、三木潤一評価員、和田聡子評価員
欠席者	-
案件名	<ul style="list-style-type: none"> ・三次評価に向けた公開ヒアリング ①社会福祉協議会活動補助事業（福祉総務課）…………… 5 ②介護予防普及啓発事業（高齢社会室）…………… 10 ③高齢者鍼灸マッサージ事業（高齢社会室）…………… 18 ④生きがいと健康づくり推進事業（高齢社会室）…………… 22 ⑤老人クラブ育成補助事業（高齢社会室）…………… 27
提出された資料などの名称	資料1 公開ヒアリングのタイムスケジュール 資料2 事業概要説明シート等
決定事項	-
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録などの公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	5名
所管部署 事務局：	行政改革部行政改革課

審 議 内 容

1. 開会

座 長：それでは、定刻となりましたので、ただいまより第5回枚方市事務事業総点検評価員会議を開催いたします。

本日の会議は、前回に引き続きまして、三次評価に向けた所管課との公開でのヒアリングとなっております。

会議の進行及び配付資料等について事務局から説明をお願いします。

事務局：よろしくお願いいたします。

本日の評価員会議は、前回の評価員会議におきまして選定いただきました最重点棚卸事業9事業のうち、福祉総務課と高齢社会室、合計5事業につきまして、三次評価をしていただくための所管部署とのヒアリングとなっております。

なお、ヒアリングの開始に当たりましては、前回と同様でございますけれども、評価員と所管課出席者の紹介は割愛させていただきたいと考えております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料は、本日の案件を記した次第と、それから資料1といたしまして、公開ヒアリングのタイムスケジュール、それと資料2といたしまして、事業概要説明シート、それから事務事業実績測定調書、それから事務事業総点検チェックリストとなっております。5事業分となっております。

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、事務局からの説明は以上でございます。

座 長：どうもありがとうございました。

そうしましたら、本来このまますぐ続きまして、ヒアリングを実施するわけなんですけど、本日は、今年度、こうした公開ヒアリングを2回やらせていただいたんですが、その最後のヒアリングとなりますので、少し前もって、これまでの経過と、それから、私の感想を、ここで簡単にまとめて申し上げたいと思います。

まず、経過でございますが、枚方市事務事業総点検評価員会議におきましては、平成24年度の最重点棚卸事業を9事業選定いたしました。本日、そのうちの5事業につきまして、ヒアリングをさせていただくということにしております。

当初、市の担当課から提出されましたのは、全体で966事業でございます。966事業分で事業の資料といたしましては、大変な資料の量でございましたが、事務事業実績測定調書、それから事務事業総点検チェックリスト、これを評価いたしまして、途中では、195事業の重点棚卸事業に絞りました。966事業を195事業にしたということでございます。そのうちの112事業を今年度、平成24年度の重点棚卸事業といたしまして、さらに事業概要説明シートを各担当のほうで作成いただきまして、あるいは途中で内容の問い合わせ等も相当数させていただいて、結果的に最重点棚卸事業とし

て、先ほど申し上げた9事業を選定したものでございます。

なお、112重点棚卸事業につきましては、評価員のコメントを全事業に付しております。もう既に、担当課のほうにはお渡ししております。短いコメントではございますが、全部につけております。

残り83重点棚卸事業、非常にわかりにくいんですけど、195のうち、ことし見ました112の残りの83につきましては、平成25年度、来年度に最重点棚卸事業かどうかの評価を行います。

経過といたしましては、以上のようなことでございます。

それで、この83事業の評価を、来年度やるわけですが、112重点棚卸事業の、それから9事業の最重点棚卸事業に絞った方法を申し上げますと、普通、こういう評価会議というのは、評価員がそれぞれいろんな意見をだしあい調整をして結論をまとめていって、この事業がどうだというような形で結果を出すというのが通常でございますが、当会議の評価の結果といたしましては、評価員それぞれが、個別に判断いたしまして、点数の票を入れたということでございます。それぞれ1点と言うんですか、この事業がどうという評価だという形で1点入れていったということでございます。

もともと当会議そのものが独任制という形で、それぞれが自分の判断で自分の責任で選んでいくということでございまして、この会議では、各評価員の意見を調整して結論をまとめたということではございません。

したがって、例えて言いますと3人おりますので最高点が3点になるわけです。その最高点というのが、表現がよろしいかどうかかわからないんですけども、これは重点棚卸事業だと、これは最重点棚卸事業だというときに、それぞれ選定した数でいきますと、最高で3人が入れたということになるわけでございます。

そうした結果でございますので、今回の最重点棚卸事業に選ばれたものと言いますのは、3評価員の最大公約数、それが、当該最重点棚卸事業ということでございまして、実はそれぞれの事業にはもっと大きな約数、つまり大きな課題を持って、さらなる改善が必要であるのではと個々の評価員に評価されている事業がほかにもございます。

少しわかりにくい表現になりましたが、例えば12という数字があって、15という数字があって、18という数字があって、それぞれの最大公約数が3であると。ただ、よく見たら18の事業には6という約数が入っていると。そういうことが現実にございました。ただし、今回選ぶに当たっては、あくまで最大公約数で3人がそれぞれこうじゃないかと、あるいは、ものによっては2人が二重丸、もう少し点数の高いところにつけたものがあつたりということでございまして、基本的には、考え方としては最大公約数的な事業の選び方をさせていただいたということです。そういったこともございまして、あえて重点棚卸事業にもそれぞれコメントをつけさせていただいたという理由でございまして。

それから、今回の事務事業総点検というのは、事務事業の必要性と、それから効率性、有効性の観点などから検証を行ったわけですが、具体的には、まず、市の事業として一般に市民が納得できるかどうか。これは、大多数の市民がという数値では考えにくいところがあったんで、一般にということ、普通だったらどうだろうかとというような考え方で、市民の方が納得できるだろうかとというようなことで、一つは評価をさせていただきます。

次に、市としてやらなければならないのかどうか。市として、行政としてどうしてもやらなければならないかということでございます。

そして、また一つは、今後の高齢社会がもう既に来ているわけではございますが、さらなる高齢社会になったときに、例えば今ある課題がもっともっと膨らむのではないかと。将来を見通したときに課題が更に膨らまないかどうかということ、また評価をいたしました。

そして、また、効率的な行政システムへの改善ができないかどうか。これにつきましては、例えば、住宅を改築して床面積なんかを広げるときに、少しずつ、増築をした結果導線上非常に住みにくい住宅ができると。どうしても緊急で時間がないときに、目先のことでいろいろ対応いたしますと、効率的な住まい方ができないというようなことがございます。それと同じように、修繕をしてきた事務事業を一度見直し効率的な行政システムへ改善を今できないだろうかと、そういうことでの評価をいたしました。

事業対応で最もやれそうでやれなかったのではないかとというふうに思いましたが、市民がわかりやすい事業内容かどうかです。皆さんが、この事業はニーズがあつて必要、これはやらなきゃいけない、これは課題整理もしましたと。いろいろ考えられた結果であっても、本当に市民からみてわかりやすい事業内容かどうか、これについての観点で選ばせていただきました。

その結果として、選ばれました9個の最重点棚卸事業につきましては、最近の社会情勢の目まぐるしい変化に対応して、特に高齢社会あるいは行政の財務の見通しの悪さ、そういったことに総合的に対応するためにも、枚方市行政の先進モデルとなっていっていただかないといけないものですね。そういったものとか、それから、今後の社会変化を考慮いたしまして、今のうちに改善をしとかなければいけない。どうしても、高齢者対応というのが、今後とんでもない費用が必要になってくる。あるいは、とんでもない人件費が要る。また、市民からの期待ももっと大きくなると。今、いろいろ考慮をしておかないと大変なことになると思われるようなものが、今回その最大公約数的な事業という形で最後に残ったのではないかとというふうに思っております。

また、3評価員が共通の最大公約数を持たなかったために、最重点棚卸事業としては残らなかったわけなんですけど、例えば、総務関連の事業など、それからまた、あるいは各団体への委託や補助事業の内容につきましては、やはり今以上に改善を期待されるというものは幾つか見受けられました。ただし、そういったものは最重点棚卸事業としては

残ってはおりません。

以上が経過及び感想でございますが、最後に、特にきょうは傍聴の方にも申し上げたいんですけども、当評価員会議の目的というのが、あくまで事業仕分けというようなことではございませんで、まず一つは、事務事業の必要性、効率性、有効性の検証、それから、市民への説明責任の履行、これは市民がわかりやすいということも含めてということでございます。

それから、職員の職務執行に対する意識化企画の推進ですね。それで、これにつきましては、私ども自画自賛をするわけではございませんが、この評価員会議を進めてから、各課の方々のいろいろ資料等を見せていただきましたが、会議が進むにつれて改善の方向に皆様方進んで取り組まれてきておりまして、そういう意味では若干でも役立っているのではないかとこのように思っております。

そして、評価員でつけさせていただきました各コメントそのものが、枚方市の行政、それから市民、それから職員、それぞれにとりまして、事業改善の示唆になるということをお願いします。いろんな膨大な資料を私ども3人、それぞれ読ませていただきまして、評価員同士の意見交換も、ここの席だけではなくて、別の席でもやらせていただいたということで、少なくとも平成24年度の9事業につきましては、それぞれが真摯に対応させていただいたということでございます。面倒な資料作成をしていただいた、各担当課に感謝申し上げます。

それでは、早速でございますけども、ヒアリングを実施したいと思いますので、誘導をお願いします。

①社会福祉協議会活動補助事業（福祉総務課）

事務局：それでは、福祉総務課の「社会福祉協議会活動補助事業」となります。よろしく願いいたします。

<所管部署 入室>

座 長：それでは、早速でございますけども、「社会福祉協議会活動補助事業」のヒアリングを開始したいと思います。よろしく願いいたします。

所管部署：よろしく願いいたします。

座 長：そうしましたら、早速でございますけども、いろいろ資料もいただいておりますが、今回のこの活動補助事業につきましては、やはりいろんな事業とか委託事業が協議会に出ておりまして、そういった中身の内容というんですか、事務費がどういう形でそこへ算定されているかということを考えていただきましたら、もう少し効果的というよりは、効率的と言ったほうがいいですかね、効率的な運営ができていくのではないかとこのように考えているんですけども、どんなぐあいで行いましょうか。

所管部署：社会福祉協議会のほうでは、ことしの3月に策定された第2期の経営戦略プログラム

に基づいて、その事業の必要性でありますとか検証については、今現在、議論されているところで、安定した法人の経営に向けて事業体制、事務局体制も含めて今、検討がなされているというところでございます。

補助金の各事業に必要な諸経費を含めて委託料を算定することも含めて活動補助金の今後の適正化を図っていききたいと、このように考えております。

座長：そうですね。それぞれが補助事業とか委託事業と、それから、こちらはまた別のところで同じような目的の費用が入るとするのは、少し透明さが足りないということもありますので、今言っていただいたみたいに少し、そこら辺の整理をわかりやすくしていただければというふうに思います。

評価員：いただいていた資料の確認というか、御説明をいただきたいと思うんですが、この活動補助金額の推移ということで、平成18年度から平成24年度にかけての資料をいただいておりますが、これの当初の8,000万円ですかね。それから平成24年度の2,000万円とかまでの減っていった、経緯等を御説明いただきたいと思います。

所管部署：主な要因なんですけれども、既存事業を拡充したことや、新たなその事業を実施したことによって補助金を削減したということと、もう一つは、自主事業に大きな黒字が出たということがその大きな原因となっております。

所管部署：特に前段の平成18年度から平成19年度、特に下がっていると思うんですけど、今申しましたように、ここは事業がふえたというところでの落ち込みと、あと平成22年度から平成23年度については、自主事業として黒字が多かったというところから、補助金が減ってきたということになっております。

座長：自主事業で黒字がふえたということですが、これ、その自主事業が黒字自主事業であったというのは、単発的なものだったということですか。

所管部署：いえ、自主事業のうち、それぞれの報酬単価等が国の単価で決められているものもあり、その単価の変動とかもありますので、必ずしも黒字になるというわけでもないんです。利用者の状況にもよりますし。そういったことで、ちょっと不安定というところがあります。

評価員：済みません、もう一度。事業が最初、平成18年から平成19年は何とおっしゃったんですかね。

所管部署：平成18年から平成19年度に関しましては、新たな委託事業を受託されたりとか、受け取られる事業の内容を拡大されたということになっておりまして、以前にお渡しした資料の中で言うと、1群から3群と呼ばれるところ、いわゆる市からの委託事業というところが少し拡充されている部分もございます。これは大阪府の戦略も含めてコミュニティソーシャルワーカーであったりとか、新たに始まってきた事業が含まれるということになっておりまして、平成22年から平成23年度につきましては4、5群と言われる実施事業と言われるところで、障害者のサービスであったりとか、指定管理であっ

たりとかということの運営の中で、一定黒字が生まれたということと、退職者が出たということが補助金の金額の推移が減ってきたということになっております。先ほど御指摘いただきました単年度なのかどうかということのも、報酬単価、この間、国の制度が変わってきておりますので、必ずしも安定した黒字が毎年出ているということではないんですが、計上していく中で、いわゆる平成22年、平成23年のところでは一定、社会福祉協議会として負担できる自主財源があると判断をしましたので、その分を削減させていただいたということになっております。

評価員： 前回、こちらのほうが疑問として投げかけさせていただいた部分では、こちらのシートでは、かなり成果目標というところは抽象的であったということで、もうちょっと具体的な内容について御検討いただきたいということをお願いしたわけなんですけど、その後はこちらの経営戦略プログラムというのを具体的にいただきました。こういう事業というのは、どうしても市の手厚い部分というのが見えやすいですけれども、本来は自主的なという、何度も所管課の方もお使いになっていきますけれども、自立的な部分でどのようにやっていけるかという方向もやっぱり両輪、一つは本当に福祉として手厚くするべきところという部分と、後はやはり自主的という、その両輪があってこそだと思うんですよね。そのあたりで、こちらのプログラム、事前にもうちょっと見せていただきました部分で、今回、出していただいたのは非常にありがたく思っております。その部分で、今後気になりますのは、コストの部分では人件費削減という部分で大きく黒字化と言いますか、ややもすると、その人件費イコールカットで黒字というふうに事業改善するよりも、人材育成という部分の方向性をもう少し大きく展開していただきたいなと思っております。今現在でお答えできるところ、何か人材育成の面でちょっとお願いいたします。

所管部署： 人材育成ですが、今おっしゃったように、35人削減ありきとして、経営戦略プログラムをつくっているのではなく、多様な人員の、派遣職員でありますとか、多様な任用を考えながらも、事業の内容も精査、検証していった中で35人体制が適正ということで、経営戦略プログラムで位置づけてきまして、人材育成については、今、人事計画のほうを策定しておりまして、その中でそういった人材育成も盛り込んでいくということで、今、検討が進められております。

座長： ありがとうございます。

ちょっとダブった質問になるんですけども、やはり補助事業と委託事業が市からかなりの数が出ておりまして、金額的にも多いんですけども、先ほど35人が適正ということでおっしゃった内容と、それから事業の数が膨大で、それから多種多様であるということについて。そのことは結構、広範に事業内容がわたっているようなふうに取り扱えますので、そこら辺を整理することによって、例えばかなりの人数的な集約もできていくのではないかなというふうにも思いますけど、それはいかがなんでしょうか。

所管部署： そうですね。繰り返しになるかもしれないですけども、第2期の経営戦略プログラムに基づいて事業の必要性とか、検証については十分議論をこれからもされて、今現在も

しているところなんですけれども、そういった事業の必要性も含めて、安定した法人経営に向けて35人体制、その事務局体制も含めて、まさに、この経営戦略プログラムで検討されているところでございます。

評価員： 関連なんですけど。

この事業名称がそもそも活動補助金となっているところが、わかりにくいというところではあったんですけども、内容としては結局、人件費補助だということで、そのときの金額の積算というか、そういうのはどういうふうになされているのかということと、先方の事業に対する人員とか、妥当性とかをどういうふうにご考慮されているのかということと、大事なところではないかということで、お願いしたいんですけども。

所管部署： そうですね。今回のこの活動補助金の目的と言いますのは、社協は社協本来の地域福祉の性格が強い事業とか、公共性とか、公益性の高い事業とか、また、法律で定められているものとか、あるいは、これに準ずると想定されている事業を実施しておりますので、本市の地域福祉の推進にも、そうした社協の活動の充実が不可欠であるということで両輪でやっておりますので、そういった意味で、市活動補助金として支出しているとか、支援をさせていただいているということです。補助金の基準については、現在は事業年度終了後の収支や実績により精査しながら、交付額を決定しているところなんですけれども、そういったものでも、経営戦略プログラムに基づいて社会福祉の自立経営をめざす中で、現在出している補助金についても、縮小とか見直していきける方法の議論を今、進めているところでございます。

評価員： ですから向こうの人員とかの合理性とかというようなところには、立ち入ってはいないということなんですかね。

所管部署： 先ほど御指摘いただいた自立経営というのが、やはり視点としてはもともと持っておりますので、おっしゃっていただいていますように、やはり何にでもこちらが補助するんだという視点では精査をしておりますので、一定、受託していく予算の中で自主事業を含めてこういった形で社会福祉協議会が予算を組めるんだということについて、まず協議をさせていただくと。その中で、いわゆる経営戦略プログラムを実行していくに当たって、この数年、5年間をどう過ごすということの中に自主財源をどれだけ人件費に充てられるのかということも精査した上で、一定残った部分を全額、市が負担するというのではなくて、一定のその事業数の案分を掛けた中で負担していくというような形で考えております。また、その中では、先ほどおっしゃった事業数のこともありますけど、事業規模ということも、今後は社会福祉協議会が見直していくと。事業規模については、いわゆるヘルパーさんの規模であったりとか、サービスを受けておられる方の縮小であったりとか、他の法人で受け入れるところがあれば受け入れていただくとか、そういったことも議論をしながら、今後どの事業をどう進めていくかということをお互いあわせて、予算決定をしているという状況にはなっております。

座長： その自立経営ということなんですけども、やっぱり基本的には確かにもうけられない事業ではあっても、損をしてはいけない事業で、それでもうけられないところの事

業の人件費も含めての話だと思うんですね。だから、先ほども言いましたけど、委託とか、補助事業とかには人件費を含めた事務費が入っているはずで、となれば、今出しているこの活動補助事業の中身というのは、どちらかと言うと、その中で読み切れない人件費と、自主事業に係るような人件費の分とかも入っていつているということによるんじゃないでしょうか。

所管部署：委託している事業の経費の中には、御指摘のような必要な諸経費が含まれてないんです、今現在。活動補助金からその事業経費に算定されるべき内容については、今後も適正化が図れるように取り組んでいきたいとは考えております。

座 長：経営戦略プログラムも読ませていただいたんですけど、この協議会という役割って、今からの社会を考えたら、放っておけば、どんどん膨らんで大きくなる事業だと思うんですね。だから、それだけに本当に今、手を入れてきちっと透明性を持った見えるような補助のあり方とか、基準とかをしとかなないと、多分幾らでも金が要ると。それでは、もたなくなるような気がするんです。やはり適正化とか抽象的なことじゃなくて、もっと具体的な話で、この中身も詰めておかないとだめじゃないかなと。

やっぱり気になりましたのが、基金なんかがこれ、いただいたもので見せていただいたんですけど、基金の額とかも結構大きい額が残ってしまっていて、その残っているところの基金、基金の性格ですが、きちっと使用目的、どうして何のためにやっているんだというようなことをきちっと決まっているのであれば、市からのこの補助金というのも理解できるんですけども、そこらあたりももっと整理されないと、なかなか、わかってもらうのはしんどくなるんじゃないかなと。協議会という、今後も大きな役割を担うと期待されているところが事業もどんどん膨らませたり、基金は基金で置いて、それで足りないところは市からくださいじゃ、これはもう話にならないと思う方もいると思いますけどね。

所管部署：おっしゃるとおりなんですけれども、その基金についても、これまでは明確に基金の保有目的とかはまだ示し切れなかったもので、これまでは基金の果実を運用してきたというやり方だったんですけれども、今後は経営戦略プログラムでお示ししていますように、保有目的でありますとか、保有金額、活用方法について現在、12月の社会福祉協議会のその理事会に向けて、具体的に検討されているというところです。

座 長：じゃあ、12月にある程度の方向性というのか、出てくると理解していいですか。

所管部署：はい。

座 長：いずれにしろ、その基準だけは明確でないといけませんね。おそらく、市との間でいろんなお話がされていると思うんですけど、外部から見たときに言い方が悪いですけど、乱暴なやり方に見えちゃうわけですよ。それはよくないと思います。基準があって、本当に必要な事業をやっているところなんだから、堂々と要るものは要ると、これがないと枚方市の福祉行政がとまってしまうところがあるということであれば、きちんと出されないと、必要がある事業でも、ひょっとしたら、とんでもない新事業かなとい

う。我々がそういう気がするぐらいだから、一般の方はもっとそう思うと思いますけどね。

評価員：今、座長がおっしゃった補足ですけど、やはり見える化というか、透明性とガバナンスですよね。結構、こちらのプログラム、本当にこのままできっちりなさっていけば、かなりガバナンスもきっちりされると思うんですけども、そのあたりが、これからどのように生かされていくのかという部分が、まだ、始まったばかりですので、こちらも検討のしようがないんですけども、やはりそこが気になりますね。

座長：そうでしたら、今、申し上げましたように、少し見える化を図っていただくことと、一番よろしいのは基準を明確にするということですね。

所管部署：そうですね。

座長：それと目標をもう少し具体的にしないと、これは皆さん大変だと思いますね。もう今からはきれいな言葉とか言うよりも、これやるねんって言って、わかりやすくしないと、目の前で何をやっていくのかと。何か大所高所的な言葉よりも、いろんな計画の部署もあるんでしょうけど、福祉というのは目の前にあることですから、やっぱりもうちょっとわかりやすくしていただくということでもよろしく。基金については、もう目的をはっきりしていただければ、基金と同じぐらいの億単位で出ている委託補助についても、そこら辺の整理ができるかと思います。12月の理事会の結果によりましたら、また、市のほうでぜひ御指導いただくようお願いしたいというふうに思います。ということで、それで結構でございます。どうも御苦労さまでございました。

所管部署：どうもありがとうございました。

<所管部署 退室>

②介護予防普及啓発事業（高齢社会室）

事務局：それでは、続きまして、高齢社会室の「介護予防普及啓発事業」となります。よろしく願いいたします。

<所管部署 入室>

座長：それでは、「介護予防普及啓発事業」のヒアリングを開始したいと思います。よろしく願いいたします。

所管部署：よろしく願いします。

座長：これは、これまで資料いっぱいいただいたんですけども、非常に難しく、何かもう、もともとの制度そのものがちょっと実態とかけ離れているのと違うかなというような感じを受けるぐらい、非常に難しいですね、中身が。ただ、事業内容といたしまして、いただいた資料を見せていただいている限りでいきま

したら、本当に困った方の相談に乗るような相談会の開催を除きまして、ほかの委託事業につきましては、いかがなものかという気がするんですけども、どうでしょうかね。

所管部署：普及啓発事業につきましては、いろいろな機会を捉えて、一人でも多くの方が、今までどおりの元気な充実した生活を地域で送っていただくというためには、相談会ということのほかに、いろいろな実践の機会ですね、運動をやったりとかいう実践の機会であったり、講演会的な、座学的なものを、そういう講座を開いたりというのは、いろんな機会を捉えてやる必要があるというふうに考えております。そういったことを行うに際しては、なかなか市の職員だけが中心となってやるということには限りがありますので、委託というような手法も含めて、いろんな地域、いろいろな場所で開催するということが基本に考えております。そういう意味では委託ということがどうなのかという御指摘なんですけれども、多くの方が中心部だけでやっておると、やっぱりなかなか来られないという方もいらっしゃいますので、身近なところ、友達と一緒にすぐ歩いていけるようなところというようなどころで行うためには、委託という手法も含めて必要なのかなというふうに、我々としては考えております。

座長：目的として、65歳以上の高齢者に対して健康に対する自覚を高めるとか、いろいろあるんですけど、これも啓発事業なんですけど、こういった健康に対する自覚を高めるところに、例えば、パンフレット等の作成配布というのが、どこまでその効果があるのかということ、私もそうですが、高齢者の話題というのは大体、病気とか健康観とか、大体それが話題になるぐらいで、高齢者自身で健康に対する自覚というのはめっちゃあるような気がするんですけど。

所管部署：ただ、そういうことの意識はあっても、なかなか実際にそしたら体を動かす、どういったことが効果的なのかといったようなことも含めて、そういう場というのは具体的には、なかなかないものだというふうに思っています。そういう教室を各地域で、あるいは市の中心部である総合福祉会館など使って開催するということです。パンフレットの作成というのは、一つの手法でありまして、それで普及啓発が図れるというようなものではありませんので、それは必要に応じて使っていきます。それよりももっと実践的なものを中心に事業としては展開をしております。資料の中には内容としてパンフレットの作成、配布というのは、一つの中身としては書いておりますけれども、実際にそのことに重きを置いて費用をたくさんかけて、大量に配布してそれだけで済むというふうな考えは全く持っておりません。それは必要に応じてというふうなことで、毎年つくっているというものでもありません。

座長：事業としては、そうしますと、委託料が1,600万円ほどですか。

所管部署：はい、資料のとおりです。

座長：ということですね。それがそれぞれの団体さんに委託をしてやっていただいていると。

所管部署：はい。いろいろな地域で場所を自治会館、集会所的なところであったり、そのほかの事業になりますが、街かどデイハウスというところであったり、いわゆる柔道整復師の

施術所の場所を利用したり、場所はそれぞれですけれども、いずれも介護予防に関して専門的な研修を受けたり、資格を持った方を中心に地域での開催をしていくということでの委託ということになります。

座長：この介護予防のためのご近所運動教室というのは、運動をしていただいているという感じなんですか。これがまた市の事業としてよくわからないんですね。

所管部署：介護予防というのは、いろいろな柱があります。中心的になるのは六つの柱でして、運動機能を維持・向上させるという、いわゆる軽体操であったり、筋力アップであったりというようなことを中心とした運動機能の向上と、それから口腔機能の向上ということで、嚥下、飲み込みであったり、口の中を清潔にするとか、やはり口から物を食べて、生活するというのが中心になりますので、嚥下機能とかということを中心とした口腔機能の向上、それからいわゆる認知症とか、あるいは認知機能の維持・向上という認知症予防というふうな分野、それから栄養改善という、これも食べ物の関係で、やはり栄養を十分に取っていただくということが介護予防につながっています。

それと、あと鬱ですね。高齢者の鬱の予防と閉じこもりの予防、そういった六つの柱を中心に行っているのですが、特に一番直接的にわかりやすいのは運動機能向上ということになります。バランス感覚であるとか、筋力を維持するというところで、転倒を防止するとか、転倒の心配というのがやはり気持ちの中にあると、どうしても外出も控えてしまう。外へ出て転倒するというようなことで、外出を控えてしまって、生活機能そのものが落ちていくということで、介護を必要とするような状態になるという、そういう悪循環に陥ることが言われております。そういうことにならないように、まず、運動機能であったり、それと、そのほかに付随してくるような嚥下の改善、認知症予防、口腔機能の改善など、いろいろな柱で行っていかうということにしております。

座長：一般的な説明はわかるんです。この事業としては、そうすると運動機能の部分を持っていると。

所管部署：そうですね。運動機能を中心に、割と多くの教室を開催しています。

座長：高齢者健康づくりプロジェクトから元気アップ総合講座とか、七つほど書かれているんですけども、これ、こんなに広くいろんなものをそれぞれの地域でやらないといけないということなんでしょうか。

所管部署：この事業の名称は、その形態や、どこの事業者に委託をしているかによって名称を変えているということで、中身としては似通った講座等をいろんな地域で行っています。地域とか、いろんな方々に委託をして行っているということで、名称が違うということはありません。

座長：中身は一緒ですか、この七つの。

所管部署：全て一緒ではないですけれども、その六つの柱がありますので、どれを中心に行っているかというような形での違いはありますけれども、中身的にはその六つの柱を中心とし

た教室であり、実施場所や、委託か市の職員が直接的に行っているかにより名称を変えているということになっています。

座長：六つの柱は理解したつもりなんですけど、何か、鬱やら嚙下機能のとかというような柱の部分じゃなくて、ここでは、そのうちの運動能力の改善というのか、向上というのか、その事業ですよ、この事業は。じゃないんですか。ここで書かれているものは、どうみても栄養改善とか認知症のとか、そういった形のものの事業、無いようですけど、あるんですか。

所管部署：はい。例えば、地域包括支援センターが主催をして、地域の方にお集まりいただいて、そこで、例えば成年後見について勉強しましょうとか、これは違うメニューなのですが。そのように集まっていた場所において、テーマの一つとして介護予防についても取り上げることもあるとか、いろんなパターンを組み合わせられて実施されているということです。

所管部署：例えば、最初に書いています健康づくりプロジェクトというのは、月に1回、市の職員がいろいろな分野の生きがいつくりや、健康づくりというような題材を捉えて、単発的に講座の開催を市の中心部で行っております。それは基本的にはきっかけづくりというようなことでの普及啓発をしていこうというものです。

座長：生きがいと健康づくり推進事業と同じような分ですか。

所管部署：生きがいと健康づくり推進事業は、長期1年間の講座になりますので、そういったところが少し異なります。

座長：ああ、なるほど。

評価員：済みません。資料の確認をしておきたいんですけども、概要説明シートのコストのところ、平成22年度決算と平成23年度決算の例えば直接経費の欄とかのその金額です。2,000万円、1,800万円とか推移してきて、この平成24年度の5,900万円という数字の、この連続していないところを御説明いただけたらと思うんですが。

所管部署：平成22年、平成23年に関しては決算ということで、平成24年度は当初予算の額、実際にこの介護予防の普及啓発事業と言いますのは、介護保険の特別会計の中で運営、事業展開するというふうに決まっております、その介護保険の特別会計の中でいわゆる介護給付ですね、介護保険のサービスを使われる方の給付費総額の3%相当額を使って介護予防事業や、地域での高齢者の方の生活を支援していくという事業に使いなさいというふうな枠組みで決められております。その中で、介護予防普及事業というのは、その3%の金額というのをまず予算のベースとして3年間の介護保険事業計画というものの中で大枠の予算を決めていくということになります。

実際に、その予算を使っていろいろ先ほど見ていただいたような事業展開はしているのですが、結果として教室の開催回数などが、なかなか計画どおりにいかないとい

うことが出てきますので、実際、決算として必要となつて支出した額は平成22年度で言いましたら2,000万円、それから平成23年度で言いますと1,800万円ということになっております。この3%の枠というのは、先ほど申しましたが介護給付費の総額から3%の枠の中でなっておりますので、年々、介護給付費というのは高齢者がふえていく、あるいは、高齢化して介護認定の重度化によって、介護給付費というのはどんどん膨らんでいくということがありますので、どうしても3%の枠組みというものの自体が、かなり大きくなっていくということも影響して、こうしたちょっと実際のその予算額と決算額ということに対して、違いが出てくるという現象は起こってきます。

評価員：とすれば、じゃあ、この平成24年度、まだわからないにしても、決算額は平成23年度とかと同じ水準ぐらいになるというふうに考えられているということですか。

所管部署：取り組みの内容というのは、それほど大きく何千万円も使うような新規の事業を、平成23年から平成24年にかけて取り組むということはありませんので、職員が行ったり、委託をして行う講座の回数などには、それほど大きな違いは出てこないというふうに見込まれ、同程度に落ちつくということは考えられます。

評価員：でも、その予算は、これだけあって、実績値はそれよりも4,000万円少ない金額になると。

所管部署：平成23年度については、結果的にはそういう形になってきます。

評価員：そうすると、では、実績とは何かという感じにはなるとは思うんですけども、この事業で達成しなければならない何らかの方法、成果に対して、予算が余るぐらい今、実行されている事業というのが、予算上は挙げるけれども、実はそれよりも4,000万円少ない金額で、十分な成果が上げられているという意味になるわけですか。では、余らせるということの意味がよくわからないんですけど。

だから、成果がもし不十分であれば使い切れればいいんだろうし、その3%枠というので数字はめるとかいうのはわからないではないんですけども、何か釈然としないというか、十分じゃないんならもっと予算を使って何かするとか、そういう話にはならないんじゃないでしょうかね。それがわからないんです。

所管部署：基本的には、国の評価指標のそういう実績ということで、結果よりも実績値というのを指標にしていまして、それは確かに開催に対するところとか、参加人数とか、そういう評価軸というのは中心になってくるんで、おっしゃるように、できるだけ数を打てば一応そういう実績を上げようという事業の一つの評価というのは達成できるんですけども、やはりその限界といいますか、実施する側の体制というのも含めて、予算を計画した中で、それを全額執行できるだけの事業を実施し得てないという面もあるとは思いますが。だから、評価としては、実績を上げるということについて国が想定している分では、回数、人数なんですけども、それをとことん、どこまでも市として増大していくと、予算に見合う給付金額の3%枠に見合うだけの事業量を行っていくということは、少し不可能なことではないかというふうには思っているんですけども。

評価員：でも、考えるべきは、アウトカムというか、達成すべき何か指標というか、成果の基準に対して。

所管部署：そうですね。介護予防の普及啓発事業というのは、アウトカムということに関しては、国もちょっと具体的な指標というのは示していません。プロセスとアウトプットとアウトカム、三つ、国は示しているのですが、プロセスとアウトプットというところで、こういう指標というのがあるのですが、これがアウトカム、要は介護が必要になる方の増加率をちょっとでも下げるとするのは究極の目的なのですが、そのアウトカムについて、科学的根拠を持ってこれをやれば、そういう増加率がちょっとでも下がるという、そういうはっきりとした指標というのは、これはアウトカムからちょっと証明困難な部分があると思います。アウトプットだけをやればいいということじゃないということではあるのですが、一応、アウトプットを目指して我々はやっているけども、やっぱりおのずからちょっと限界というのもあります。市が主体となった事業ではあるのですが、いろんな組み合わせで、いろんな主体で、いろんな地域で、でき得る限りで行っていて、また最初の話に戻りますが、3%枠に追いつけるのはこのぐらいだというのが実情だという、そういう認識なのですが。

所管部署：枚方市でいろいろ取り組みさせてもらっているのは、かなり種類としては豊富にやっているふうには思います。介護予防普及啓発事業に参加していただいている方も1万3,000人ぐらいですかね。ですので、先ほど申し上げたような介護保険の制度の枠組みの中のお金と、実際に実施したらどれだけ必要かというところのちょっと乖離しているというのが、これが現実だと思います。これは今の介護保険制度のちょっと抱えている問題かもしれません。それでもやはり地域支援事業という形で、各市町村で取り組みを進めなさいと。国のほうの意思が働いている事業という形になるかと思っています。

所管部署：3%の枠の話なのですが、これ、全国一律で3%ということで、保険者、市町村というのは、すごく大きいところから小さいところまであります。小さいところでも、例えば教室一つやるということに対して、かかってくるお金というのは、そんなに大きな保険者のところと変わらない。一定の数をやればかなりな割合の方が参加してもらえるとということになりますけれども、枚方市ぐらいの大きなところに持ってくると、規模が、小さな市町村に比べるとかなり大きいということで、計画も大きくなっていく。1回やる単価はそんなに変わらないということになってきたときに、小さい市町村でしたら、十分と言えないぐらいの3%の金額になったとしても、枚方市の場合、どうしてもかなり大きい額でそれだけをやるところまではなかなか追いついていかないというところが、こういったことにもあらわれてきているのかなというふうには思います。

評価員：済みません。もう本当にまず法律ありきと言うか、もう国のその縛りがあるというところから、我々も投げかけてもお答えが、国のそういうので限界があるというのもわかるんですけど、先ほどおっしゃっていた六つの柱でなさっているということで、そういう御説明があると納得するんですけど、やっぱりこちらの提出していただいている事

業概要説明シートから、そういう枚方が特に入れていらっしゃる六つの柱が見えてこない、御説明いただくとわかるっていうことは、もしかしたら市民の方も、えっ、今、メニューがたくさん枚方あるんだと。やっぱりお役所の方というのは、PRが、それこそもっとやっていることは大いにアピールされたらいいと思うんですけども、その説明を結局、ここの特記事項に書かれているように、何とかプロジェクト、総合講座とかというので、もうちょっと、先ほどの社協でもそうなんですけど、結局、市民はどういうことをしているかという六つの事業なんかを言うてくださったら、すぐわかるんですよ。だけど、こういう、はつらつだ、元気だ、というような説明のみであつたら、講座の中身はいったい何をしているんだっていう、やっぱり事業の内容が何となく重複しているように、我々は見受けてしまうんですよ。

それで、この介護予防の普及も実は今回は上がってないんですけど、私はちょっとチェックをしていたんですが、包括的支援事業という、また別の事業があるんですけども、これと、かなり本当は枚方市さん、ぎりぎりのところで自主的に使える、国の縛りから逃れられるような予算で、やっぱりちょっと包括的支援事業の任意事業というところは、ある程度何か使えるという話だったので、一部、国の指定と何か任意のところもあって、それをちょっと組み合わせて、もう少し委託などの利用の面でも効率化が図れるんじゃないかなというふうに。それとメニューというのを、もう少し見やすくするっていう思いがあります。

先ほど座長が御質問されたときに、いやいや、それはちゃんと全ての六つの柱をどこかに入れているんだっておっしゃっていただんですけど、何となくお見受けすると、何かやっぱり体操系に走っているような感じにしかちょっと見受けられないというのは、やっぱり多分、行政と市民のミスマッチって起こっていると思うんですよ。その辺でやっている、いや、わからなかったでは、ちょっと事業の有効性が図れていないということで、その辺の、次回こうやって、もし事業名を考えられるのであれば、委託先と、もう少しやわらかいネーミングと言いますか、わかりやすいところで、少し工夫なさつたらと思うんですけどね。

所管部署：1点、ちょっと包括的支援事業と介護予防の事業というのは、また同じ制度の話になりますので恐縮なんですけど、分けて決められていまして、包括的支援事業の中にも介護予防はあります。これは包括支援センターがやる介護予防という意味で、啓発事業と少し内容が違いまして、要介護認定を受ける寸前って言ったら、言い方、変なんですけど、虚弱高齢者の方とかという言い方をしているんですけど、その方のための介護予防というのを包括支援センターが取り組みをしているというところで、ちょっと制度としての線引きがありまして、それを同時に包括的支援事業と介護予防事業というものを同時実施というのは、制度の中ではちょっと違うということで理解いただきたいなというふうに思います。

評価員：じゃあ、何か講座をするときに、今、ぎりぎりのところとおっしゃってましたけど、どちらからかって、一つではできないわけですか、何か主催事業みたいなことをすると。

所管部署：啓発事業の中で。

評価員：共催みたいな、何かそれで一つに。

所管部署：そういう取り組みは、包括支援センターが各自、取り組みをしているところもあります。ただ、さっき申し上げました二次予防というんですけれども、一次がこの普及啓発で、二次予防のチェックシートというのがありまして、それに基づいて、それに該当するかどうかという調査みたいなのを行いまして、それからの介護予防のプランというのにも必要に応じてつくるというところで、提供するメニューが大分違うというのがあります。

座長：制度的な制約の問題とか、その事業の仕分けの話とかは御説明を受けたらわかるんですけど、介護される方の立場を考えたら、要介護の認定をされていても、介護度合ごとにここで線が引けることなんてなくて、全部連続性の中にありますでしょう。そうすると、今おっしゃったみたいに、例えば地域包括支援センターでやれば、両方できるんじゃないですかと、共同事業みたいな形で。そうすると、例えば、要介護と言っても、認知症の方と、それから体が不自由でしっかりなさっている方といろいろで、例えば、運動するときだったら、実はその介護度と実態が逆転したり、いろんな方がいらっしゃる中で、いや、制度上こうですよという線引きって、何となく実態と合わないのかな。だから、それこそ一度、この事業の内容について枚方市方式みたいなことで知恵出しをされて、本当に行きたい人が行けると。一見、何かすごくいろんなことをやっているようで、いや、ここはこれで受けています。ここはこれで受けていますと言うけど、結局、事業ごとに割ると小さい部分で抜けているものが見えなくなるんですよ。それ一つにまとめていただいたほうが何か、どこに行こうか迷っている人もいけるんじゃないかなと。

特に、この介護予防普及啓発事業が、先ほどおっしゃったところでは、予算と比べて決算がかなり少ないとかあるんですけども、私はこれを、いや、一般財源出さなくていいように、ちょっとみんな頑張って減らしたんかなというぐらいの感覚でいたんですけども、どうも先ほどの御説明だとそうじゃない制度のしくみみたいだし。何か、ここら辺になると、ちょっと制度自体をどう理解したらいいか、もうわからないですけど。戻せなくて予算はこれだけ絶対必要なんだということであれば、こういう何ていうか、あっちこっちにばらまいたような、いろんなところに委託するよりも、事業の中身を検討し本当にそこで何をやっているかという、わかるような形のほうが多分いいと思いますよね。ここは体を動かす。それで、それプラスアルファで、例えば園芸のいろんなありますよとかが、何かわかるような名前という、できないんですかね。これ、私も全部運動だと思ったんですよ。元気はつらつ健康づくりとか、生涯現役地域づくり、運動機能向上等の介護予防と。

所管部署：おっしゃっていることはよくわかります。

いわゆるネーミングのわかりづらさということかなというふうには理解させていただきます。その辺は今後、また市民の方にこの教室は何が目的なのかなというのをわかりや

すいような形の名前づけとか、そういうことでの見直してみたいなのは、ちょっと検討させていただこうかなというふうに思いますけど。徐々に増やしてきましたので。

評価員：そうですね。

所管部署：一つ一つ、つくってきまして、名前までちょっとなかなかいうのはあったんかもしれません。それはちょっと反省しています。

評価員：多分、六つの柱が、多分非常にヒントになっているかと思えますのでね。

評価員：そうですね。予算的に余るぐらいで、だから、成果目標に対して有効な事業みたいなもので、そういうスタンスしかないという感じが。

所管部署：国が一応、検証したことがあって、なかなかやっぱり長期的に、その後追いというのが難しいということで、まだ、検討されている最中だと思います。やっぱりその方が、5年後、10年後に要介護の状態になっているかどうか、で、その事業を受けられなかった方との比較をしないといけないというのがあって、結構難しい状況にあるようですね。特に、鬱とか認知症の予防というのは、もう一つ難しいところもありまして、なかなか検証というところまでは難しい。それで、実際には、第5期の計画をつくる前にも、国はそういうことを言っていました。

評価員：そうですね。

座長：こういう、なんか使いにくいお金のあり方って、やっぱり各地方で制度改善を国のほうへ言っていくとか何かやっていますか。

所管部署：いや、使いにくいとか言うのではなく、国は国の方針として、いわゆる高齢者の方がこれからずっとふえていくわけですよね、その方が要介護状態にならないようにということをやったり一番、これからの国の目標ということで掲げていまして、その辺の枠としての3%なのです。先ほどの説明にありましたように、大きな財源を持っているところと、小さな財源のところでも同じことをやっている。

座長：何か、もう少し自由度があればいいなと思えますね。

評価員：そうですね。かなり縛りが。

座長：縛りがきつ過ぎて。目的はすごく立派ですごくいいんですけどね。ただ、実際の運用としては何となく伺っている限り、めちゃくちゃ使いにくいなという感じを受けたんですが、そんなことはないんですか。

あと、特にございませんでしたら、介護予防普及啓発事業のヒアリングについては、ここまでにさせていただきます。

③高齢者鍼灸マッサージ事業（高齢社会室）

座長：続きまして、「高齢者鍼灸マッサージ事業」に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、これはどう言ったらいいんでしょうか、市費投入しているというところでの費用対効果、どう考えていかよくわからないなど、非常に難しい事業のような気がいたします。保険がかからないというところについての市費投入されているようなんですけども、ほかにもいろんな保険のかからないところで、皆さん頑張っているような病気の方もいらっしゃる中で、公平性についていかなものかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

所管部署：公平性ということで、こういう一つの事業だけを捉えたときには、その施策を利用されている方と利用されていない方というのは公平なのかどうなのかという議論は出てくると思うんですけども、高齢者の方全体を捉えて考えたときに、いろいろなニーズとか、いろいろなチャンネルがないと、一つだけで健康保持をするとかというようなことに関してのなかなか目的が達成できないということもあると思いますので、いろいろなチャンネルを用意して、その中からその人その人に合った健康保持のあり方というものに応じて利用していただけるということになるのかなと思います。

そういったところで、公平か公平でないかということは、もっと全体的に見たときにどうなのかを判断するというようなことになると思います。

あと、効果検証につきましては、やはり先ほどの介護予防の話でもありましたように、なかなか因果関係というのを突き詰めて求めるというのは、この事業に関しても難しいかなと、そういうふうに思います。ただ、この事業自体がよいものであるのかどうなのかという検証というのは、また別の話としてあると思いますので、いろんな観点で考えていかないといけないかなというふうに思っております。

評価員：いや、ほんとのけがとか病気とかということに関して、医療保険が整備されている中で、この事業に関して考えてみると、受益者負担という考え方は、特定の個人やグループにサービスからの受益が限られるようなものは、やっぱり料金として負担する、税で負担しないというようなやり方、そこは大原則だと思うんですけども、それに対して、これは例えば、1回、税金で1,300円で4回までと言って、それはだからどういう根拠で、それが税で負担されなければならないのかっていうことが理解しにくいんですが、それはどういうふうに考えられておられるのか。

所管部署：老人福祉法においても、そういう高齢者の健康保持の事業、例えば教養講座、レクリエーション、その他それに類する事業というのは、地方公共団体の努力義務ですけども、実施すべき責務ということなのですね。ですから、公金投入するという意味で言えば、これは地方公共団体、自治体として高齢者の健康保持事業というのに取り組んでいくという、そういうやっぱり義務を負っていて、そういうところで老人クラブ等も同じことになると思います。当事業は個人を対象としていますけれども、そういう健康を保持増進していくというような、生きがいをつくるというような取り組みに対して、これは市の義務というか、責務というか、そういうことに法的にもなるんじゃないかなと思うんですけども。

座長：いや、しかし、法的にこのマッサージというのは別に入っているわけじゃないですよ

ね。

所管部署：そういう意味ではありません。公費投入先という意味で。

評価員：だから、我々は健康保持で、なぜ鍼灸マッサージというね、それが特有の事業としてここに上ってくるかということなんですよね。健康保持ってマッサージ以外にもヨガからアロマセラピーとか、本当にいろいろなたくさん健康保持のメニューがある中で、この鍼灸マッサージだけが公金を使い、それも、もしかしたら、極端な話、鍼灸、非常に苦手な方で、ほかにももっともっと健康保持をしたいという方は、結局これを使えないわけですよね。そういう部分で不公平と言いますか、すごく鍼灸マッサージがお好きな方は、これどんどん使われるでしょうしね。やはりそれで健康保持イコールこの鍼灸マッサージだけに、これだけのお金を投入し、さらに鍼灸マッサージで、医療保険対象となる部分でしたらわかるんですが、何か予防、例えば健康保持だったり、予防ということであれば、まだ要介護の方ではないわけですよね。そしたら、健康保持に、ほかにやっぱり財源として、もっと市が投入していかなければいけない部分ってあるのではないかとというのが私自身は思うところと、あと、これ、65歳以上の市民というふうに対象年齢が設定されていますけれど、やはりもう枚方市さんも到来するであろう高齢化ということで、より65歳市民の方が対象でふえてくるわけですよね。そうしますと、この費用は、このまま事業をずっと続けられることによって、やっぱり増大してくるわけですよね。それに対して、やはり元気なシニアが多い現状を考えますと、やはり健康保持に鍼灸マッサージを受けてくださいというふうに枚方市さんが進めているのかという部分でちょっと疑問なんですけど、そのあたりいかがなんでしょうかね。

所管部署：もともとは国の補助事業でありまして、メニューとしてあったのが残っているというのが現状ですね。それで、事業目的としては健康保持なのですけれど、補助事業が立ち上がったときは、いわゆる視覚障害者の方の雇用促進とかいう指針もあっての事業をやっていくということで、それも踏まえて枚方市としても、事業を継続しており、今は健康保持、いわゆる在宅生活を送りやすいようにという形にはなっております。今おっしゃっていただいた、例えば年齢の話ですよね。65歳以上の方がふえていくということで、その中で利用者がどんどんふえていくということの可能性は考えておりますので、いろんな意味での見直しが必要なのではというふうなことは思っております。

評価員：そういう意味で、どうしていきたいのかとかいうか、今、周知されていない状況で、利用者が1,000人程で、これが周知されて、1万人になったら、10倍になるわけですよね、予算とか。さらに2万人が利用したらとか、耐えられるんですかね。だから、そう考えたら、かなり問題と言わざるを得ないんじゃないですかね。この事業は周知して、利用者がふえたほうがいいんですか。

所管部署：市としての事業ですので、やっぱり、使っていただく方が多くなればというふうには思いますが、おっしゃっているように、予算には限りがありますので、やはり、ある程度の枠組みというのは、やっぱり考えないといけない時期はあるかなというふうに思います。やっぱり1万人、2万人になるかどうか少し疑問なんですけど、それは考えてい

かないといけないなというふうに思います。

他市においても、いろんな形で制度を持っておられますので、その辺も検証した上かなというふうには思います。

座長：先ほどの事業も高齢者の健康保持ということで、介護予防のいろんな取り組みなさっている中で、高齢者に優しいというのはありがたい話だし、いいんですけども、ただ、何ていうんですか、高齢者が市にやってもらうということで我慢できることは我慢しないといけない部分がやっぱりあると思うんですよね。それこそ、若い人に少しでもこのお金を回すとか、子どもたちに回すとか、そういうことを考えたときに、ちょっとここに市費投入というのは、やっぱりすごく疑問を感じますね。あればいいとは思いますが。余裕があれば予算が幾らでもあって、お金が幾らでもあって、もう何でもしてあげたいというんだったら、そのうちの一つの事業ではあると思うんですけど、少しみんなが現状を考えて、ちょっとずつ市民が我慢していきましようというときに、さあ、この事業どうなんかなっていう、そういう感じを持ちますね。

これについては、もう私は以上でございますが、どうでしょうか。

評価員：事業概要説明シートで現状のまま継続というふうに書かれていた。でも、今、所管課のいろんな御回答ですと、やっぱり検討せざるを得ないと。当初の目標から、当初のこの事業から変わってきているというのもあるということですからね。なので、やはり現状のまま継続というのはちょっとあり得ないだろうということと、もし、本当に所管課の方がこういう事業がありますって、市民の方に周知徹底したときのリアクションで、先ほどもおっしゃったけれども、どっと来られることはないんだという前提で、やってらっしゃる事業にお見受けするんですよね。だから周知、本当に徹底してわーっと来たときに、予算パンパンになってしまう。それだったら、ちょっとやっぱり知られ過ぎても困るという、何かあるんであればね、何かこの事業の目的というのは何なのかという。このぐらいの人が知ってくれて、心地よくなってくれるんであればということでしたら、少し。

所管部署：一応、広報には、毎年ですけど。

評価員：広報を見られる方というのは、もう限られていますので。

所管部署：やはり、変わってきたというのは先ほど、介護予防事業とかが後からできてきたんですよね。そういうような取り組みというのが以前はこれ。

評価員：しかなかった。

所管部署：これしかなかったのではなく、これも一つだったということで、それでやはりそういう時期かなと、見直しの時期かなというふうには感じているということです。

評価員：開始年度が平成3年ですから。

所管部署：そうです。

評価員：やっぱり20年たっていますし。その辺でやはり現状の継続という部分がひっかかったという。

座長：そうですね。要らぬことを言いますと、私のほうは市民からもっとほかの意見が出るのと違うかなと思ってたんですけど。若い方で、働いている現役の方がね、自分たちのほうが疲れているからと。そういう気がするんです。

評価員：なるほど、本当そうです。

所管部署：そういう声があれば、それはそれで。

座長：そうですね。要は先ほどの嚙下とか認知症とか、年齢とともに避けられないものがあるんですけど、この事業につきましては、マッサージですから、そういうものとは違うので、若い人からも多分いろんな御希望が出たりするもので、でもそういうものっていうのは、ちょっと市としてやるのは、もうそろそろ一度、今も各評価員、図らずも同じ意見になりましたけど、見直されたらいかがかなと思います。
どうもありがとうございました。

④生きがいと健康づくり推進事業（高齢社会室）

事務局：続きまして、「生きがいと健康づくり推進事業」でございます。よろしくお願ひいたします。

座長：それでは、「生きがいと健康づくり推進事業」のヒアリングをいたします。よろしくお願ひいたします。

この事業は、いただいた資料を読みますと、事業の必要性がすごいものになっていまして、その内容と事業内容が若干、かけ離れているのかなという気がいたしますが、そのところ、少し御説明いただきましたら。

所管部署：この事業につきましては、60歳以上の高齢者の方がいろいろな教養であったり、趣味的なものであったり、それから以降の生活の中で生きがいを持った生活をしていただく、また、仲間をつくって、いろんな活動にもできるようにきっかけをつくるということで、生きがい創造学園というような1年を通していろんなことを学んでいただくような講座をやっております。

中身につきましては、民間でもいわゆるカルチャーセンターというようなものと似通った部分があるというお話はあるんですけども、やはり民間のそういうセンターにつきましては、非常に高額な年間2万円とか3万円というような高額な受講料を必要としている中で、やはりなかなか一度にそれだけのお金を余裕があって出せるという方ばかりではない中で、市としても同じように余裕がなくても、興味のあることを、興味を持っていただいて取り組む。あるいは、それを通じて仲間をつくっていただくという門戸を広げるといような役割を果たすべきであろうということで、できるだけ低額で、高いハードルでないところで、少し背中を押してあげて、そういうところに参加をしていただくということで取り組みをしております。

座 長：一人当たり2万円強の費用がかかっているということなんですけども、今のようなお話でしたら、やはり背中を押して差し上げないといけない方だけなのか、実際には今おっしゃったみたいに、ハードルを下げなくても十分やっていける方々がまぎっているのではないとか、1年間通してそういうことをしていただかないといけないのか、やっぱりちょっと事業と、それから生きがいとチャレンジ精神ということなんですけども、こういう事業内容でないと生きがいを持ってないのかしらとか思ってしまうんですけども。

所管部署：もちろんその単発の講座みたいなものでも、興味を持っている方は参加するというところで、一つのきっかけにはなると思うんですけども、やっぱり1年間通して15回という回数を行うことによって、その単発の講座ではできない人間関係や、友達づくりということにもつながってきます。それだけの期間を同じ思いで参加をされるということで、講座が終わってからでもOB会をつくったり、グループになって引き続いてそういう活動をされたり、あるいは15回、1年かけていろいろなことを学びますので、一定のことができるようになったら、それを使ってボランティア活動を地域に持ち帰ってやるというふうな方も実際に出てきています。こういう形態でやるということがそういった副次的なその後の効果っていうことも出しているということで、形態としては非常に後々にもつながるということで、1年だけこれをやってやりっ放しということではないという意味では、すごくいい形態ではないかなというふうには思っております。

座 長：その後、終わった後のボランティア活動とか、OB会の集まりとかということで、そうすると、フォローアップもしているということですか、市としては。

所管部署：それは、自主的な活動ということでされていますので、市が積極的な関与というのは現在のところはしておりませんが、一定、事務局に委託しておりますところを通じてそういう活動をされているということについては、報告も受けております。

座 長：そうすると卒業生の状況としては、このNPO法人を通じて捕まえているということですか。NPO法人で、だから後の話はどういう効果があって、どのようなOBの方々がボランティアとかに入られて、市民として意義のある活動をしているというようなことは、NPO法人のほうではわかるということでしょうか。

所管部署：100%全てを把握しているということではないですけども、一定、そういった活動というのは、身近なところでやっておられますので、NPO法人のほうでは一定つかんでいると。その話は我々も報告を受けているということです。

座 長：定期的に報告はちゃんと受けているということでしょうか。

所管部署：必要に応じて。

評価員：こちら、何かと行政の事業というのは縦割りになっているので、もう本当はこれ二つと一緒にならないのかなっていうのがいつも頭にあるんですよね。この生きがいと健康づくり推進事業の効果は上がっていないんですが、生涯学習事業等、中身を見ますと、非常に近いのではないかと。むしろ60歳から生きがいを急に持てと言われて、何かこ

れだけの事業、とにかくパソコン、まずやろうとかっていうのではなく、もっと本当に生涯学習の一環として、そして、ステップで60歳ぐらいになったときというふうには、やはり一緒に、生涯学習からの生きがいであり、シニアの方がより枚方では本当皆さんが生き生きとされているというふうに本来持っていかれる事業であるべきというふうに考えますので、何かこの事業内容、パソコン、写真、英会話とかっていうのは、むしろ何か60歳以上の市民の方だけで集まるより、もっと生きがいであれば、その生涯学習のもうちょっと若年層の方と交わることによって、自分の今までのノウハウであったり、知識であったり、技術というの皆さんに教えるということも生きがいというのは、きっとおありかと思うんですね。横の年齢ばかりのつながりではなくて。

そうすると、もったきずなどか、年齢の幅広いつながりもできると思いますので、それを思いますと、何かこの事業というのは、生きがい創造学園というのをポンともうNPOに委託してしまって、後はもうそちらでうまく市民の方、シニアの方が楽しんでくださったら、そういうメニューがあったらいいですよみたいなもので終わっているような、ちょっと気がするんですね。

それで、こちらも現状のまま継続なので、私もチェックを入れさせていただいたということで、その生涯学習事業との関連は所管課はどうお考えなんでしょうか。

所管部署：生涯学習事業とその性質、内容というものが似通っているということに関しては、確かにそのとおりであるというふうには思っております。今、この事業も先ほどの介護予防事業と同じように、介護保険の中の地域支援事業という枠組みの中で、事業を展開しております。その枠組みの中においては、やはり一定、国・府からの交付金とかもありますので、要件的には一定の縛りもかかってくる。ですので、若年層からの参加をさせていただいて、本当の意味での生涯学習ということで、例えば、40代、50代から60歳を過ぎても、縦割りというか、年齢割ではないという形での事業展開というのは、その枠組みの中ではやっぱりちょっとできないということがあって、こういう形で60歳以上という枠の中でやっておりますけれども、実際には生涯学習というような事業と連動するというか、連携をするというような捉え方というのは大切だとは思っています。

座長：生涯学習に加えて、社会教育主催の部分ですね。

評価員：それも全部一緒ですね。

座長：全部一緒なんですよ。微妙に少しずつ分けてはあるんですけどね。

評価員：なんかかぶっている。

座長：かぶっているんですね。だから、それ一つにすれば、随分丁重な事業になるような気がしますけど。

評価員：そうですね。今、おっしゃっていたそういう介護予防も縛りがあるというんです。

所管部署：財源での縛りというようなところ辺で、どうしても。

評価員：だから、メニューのやり方でそうですね。所管課さんのちょっとしたアイデアでおもし

ろいのができると期待したいですけど、それじゃあ、この60歳以上の市民というのもこれは介護予防の何か縛りから来ている年齢ですか、これも、対象、60歳ですが。

所管部署：地域支援事業の中のこの事業の位置づけにつきましては、基本的には介護保険の1号の被保険者65歳以上ということになっているのですけれども、事業の内容、性質に応じて、市町村が適当と認める年齢とか対象ということは、設定は一部可能にはなっております。60歳というふうにしているのですけれども、それはいわゆる先ほども出ましたけれども、老人福祉法の中にある生きがいつくりや、健康保持増進、そういった事業の代表的なものが老人クラブということになるのですけれども、老人クラブの定義が60歳ということになっておりますので、そういったところから考えて、60歳までの引き下げと、65歳の1号被保険者ではなくて、生涯学習的な要素を踏まえて60歳までの枠組みでやるのが、この枠の中でやる事業としては、一番最も適切だというふうな判断で行っているということです。

評価員：これも、もう繰り返してみたいになるんですけど、この介護保険の枠内の話だということは踏まえた上でも、やはり、こういう学習とかいうことは極めて個人的な話で、受益は自分自身にとどまるような、そういう意味合いのほうがどうしても強く感じられて、その後のOB会その他云々の話を考えましても、どうしても、これ費用負担をその1割にとどめているとか、釈然としないところが否めませんし、この事業を見ていると、こういう教室というのは、これはNPO法人にお願いしているということのようですが、全部民間でも教室が開かれているような内容だと思いますが、そういう何か民業を圧迫するとか、そういうような観点とか、こういうことを本当にこういう形でやっていいのかっていう疑問を持つんですが、そこはどんなふうにお考えでしょうかね。ずっとこういう民間の教室、パソコン教室などを、困らせているとか、そういうことにはならないんですかね。

所管部署：高齢者がこれからふえていく中で、やはりそういうふうに、専門的な意味合いでのパソコン教室とか、ほかでもいろいろあります。そこを選択されている方、もちろんおられますし、その方を取り込んでこの事業に参加してくださいという形には決してなっていないというふうに思います。ですので、やはりその人が求められるレベルとかいろいろあるかと思います。ここはやっぱり生きがいというところが一番主目的で、そこで仲間づくりをしていただいたり、まずは家から出ていってもらうための一つの道具としてこれを使っていたりという意味で、そこから先に、評価員がおっしゃっているように、もっと勉強したいなということで、そういうところに通われる方は当然これはおられると思います。ひきこもりへの対策が課題と言われている時代の中で、やっぱりまずは出てもらうと。市としては、まず出てもらうための一つの取り組みというふうな位置づけでもありますので、決して、民間さんを圧迫しているとかということではないのかなというふうに思っています。

座長：高齢者に対して、何か動機づけとか、まず外に出てもらうとかいう事業がいっぱいあるんですけど、手厚くていいんですけど、何かもう少し整理できないかなと思いますね。5

00人不足ですからね。これが10年たてばというお話もあるでしょうけど、年間500人の方に出ているとはいっても、こういう所に出られる方って、まず普段外に出ない方が出てきていただいたというよりも、普段から出ている人が来ているような気がします。もし、本当にひきこもりの方への対応というのであれば、もっと地域のいろんな組織があるので、むしろそちらできちっと対応なさって、御近所のコミュニティをきっちり図られるというようなやり方のほうが効果的じゃないかと思いますね。ひきこもりの人がこの事業のPRを見て出てくるという気がしないんです。

評価員：そうですね。大抵、こういうのをふやすのと同じ方、あっ、これもある、これもあるって、顔を合わせて皆一緒という。本当に積極的な方はどういう講座でもお見つけになって参加されるので、本当に今おっしゃったように、市として出てきてほしい方は、なかなか幾らこういうメニューを用意されても、全然違うところに原因がありますので、もっと地域に根差した本当にソーシャルワーカー的な方がそういう部分は別枠で用意された支援で取り組んでいかなきゃいけない大きな問題になってくると思います。

所管部署：例えば、地域包括支援センターが今、市内に13カ所あるんですけど、そこは地域の民生委員の方とか、情報交換しながら、本当にもう閉じこもりという方には、アプローチもしていますし、こういうようなのがあるよということも紹介とかも含めて、いろんな施策の紹介もしております。ですので、いろんなレベルがあると思うんですよね。その方の状態によって。ちょっときっかけ、さっきありました「ちょっと行ったら…」みたいな話で出られる方もあれば、いくら言っても、もう話も聞かんわという人もおられますし、それはやっぱり高齢者という意味じゃなくて人間ですので、いろんな方がおられて、いろんな生活されている方がおられるということも踏まえて、いろんな取り組みの中で、高齢社会室としていま行っており、これはこれの価値っていうんですかね、それはあるというふうには思っています。

評価員：ちなみに、これは抽せんとかになるぐらいのがあるんですか。

所管部署：そうですね。抽せんに。

評価員：どのくらいあるんですか。倍率とかはありますか。

所管部署：全体で2倍ぐらいです。500人に対して1,000人ぐらいの応募です。

座長：平均年齢ってどのぐらいですか。

所管部署：ちょっと平均年齢というのは出してないんですけども。

座長：もう大体のつかみで60歳に近いのか、65ぐらいか、70ぐらいかとかあったら、どのぐらいの年齢の方が出てこられるんでしょうか。

所管部署：ちょっと平均は我々として記憶してないんですけども、最高齢の方は80代とか、そういう方も来られていると。

評価員：男女比率はいかがですか。

所管部署：男女比は、女性のほうが、参加が多いという傾向にあります。

座長：結構、高齢者のためのこういう事業だっということに抵抗を持っている方もいらっしゃるんですね、逆の意味で。だから、先ほど申し上げたように、ほかのいろんなその生涯学習とか、一度整理されてその一つの中でこれもあるよという形へシステムをやりかえられれば、意外と出てこられる方もいるかもわからない。要は、自分は高齢者じゃないし、その年寄りばかりいるところは嫌だと。多分、それでむしろ行きにくくなっている部分もあると思うんですね、人によれば。だから、事業の中身としては似ているし、国庫補助金が出るとか何か、ちょっと性格は違うかもわかんないですけど、合併事業みたいな形でやることで、そのお金の仕分けはできると思いますので、市民の方が本当に何か勉強してみようと思ったらこの事業のところで説明を聞いたら、あっ、年寄り向けも入っているわとか、それやったら割と部屋にも入りやすく参加しやすいとかね、何か一度、整理されたほうが行きやすいかなと思いますね。

所管部署：ただ、レベルとかそういうのは、なかなか高齢の方は若い人でしたら1回で理解とかできるものがやはりもう少しスピードをゆっくりしていただかないとついていけないとかっていうようなこともありますので、混合で全てをやってしまうというような、そういうことではできにくいかもしれないですけども、おっしゃっているのはそういうことだけではなく、工夫の仕方をとということだと思いますけれども。

評価員：合併事業で、その中を、クラスをちょっと割るとか。

所管部署：そうですね。

評価員：それはできると思いますけどね。

座長：そうしましたら、これで「生きがいと健康づくり推進事業」については、以上といたします。

⑤老人クラブ育成補助事業（高齢社会室）

事務局：それでは、引き続きまして、「老人クラブ育成補助事業」となります。よろしくお願いたします。

座長：本日の最後でございますが、「老人クラブ育成補助事業」のヒアリングをいたします。これにつきましても、先ほどからの事業と似たような感じになるんですけど、いろいろ法律で決められているようなこととか制度として書かれているようなことがいっぱいあるということで資料もいただきましたけど、それはそれとして、枚方市さん独自として、本当にどういうものに対して補助金を出すというのか、少し中身を見直すということですか、そういう補助のあり方というようなことを一度見直すことってというのはいかがなんでしょうか。

所管部署：この事業を国・府を通じての補助金が充てられる事業ということで、大きな枠組みの中では国・府の補助要綱というものに従ってというふうにはなってきました。その中で、大分以前は老人クラブの人数に対して補助をしていくということだけが中心になっていましたが、健康増進の介護予防という取り組みが、平成18年度から大きくクローズアップされてきておりますので、そういった中で老人クラブの活動もそういったことを中心にする、あるいは、社会奉仕であったり、高齢者同士の友愛訪問と言われているようなひとり暮らしの高齢者の方に声掛けをしたり、見守りをしたりというような取り組みについて、これはもともとのその教養講座というような教養を身につけるといような高齢者福祉の増進という、もともとからあるような内容を含めて四つが基本的な活動を想定して補助をしているというように形で、見直しをその間、何年かかけてやってきました。

事業経費についても、その使い道によって補助対象となるもの、また、ならないものというようにことに関しても、ここ数年前から府などを通じて、そういう議論がありましたので、市としても、そういったことに関して、例えば、いわゆる飲食とかというようにことに関して補助金を使うということがないということも徹底をしていくというように形で見直してというのは少しずつ行っています。

以前は、使途としてそれを限定されていたということはないのですけれども、そうした個人に還元されるようなものに関しては、補助の対象から外していくということも出てきておまして、そういった見直しを少しずつやっていると、現状に至っているということです。現状においては一定の見直しはこの制度自体も昭和38年ともう50年近くなりますので、その当時から比べると大分、様子が違ってきているとは思いますが、ここ数年の中でも一定の見直しもしてきております。

座長：今おっしゃった飲食なんかに対しては補助をしないということですけど、補助基準はきちっと書かれているんでしょうか。この運営要綱ではばくっとした感じでしか読めないんですけども。今のその飲食はだめとかいうのは、他のいろんな要綱では結構細かく、会議室代までオーケーとか、いろんなことを書いているのが多いんですけども、そういうのは、枚方市さんのその補助基準というか、補助要綱とかいうようなものには無いんでしょうか。

所管部署：対象経費のところそういう飲食に当たるようなものというは入れておりませんので、要綱上もそれを経費として申請されるとかいうことの場合は、その分は省いてということに。それは、各クラブさんはそれぞれ会費を会員さんから徴収されていますので、その中で回す分には何ら問題はないという話ですので、全体の会計としてはそういった費目で支出されているものはありますけれども、補助金をそれに充てるということはやらないような仕組みになっております。

評価員：この事業概要説明シートの二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組みの方策で、一番下のところに御記入いただいている箇所ですけども、老人福祉法第13条第2項の運用において、適当な援助をするための取り組みとして継続していく

ということがございますよね。適当な援助というところ、適当な援助というのは、何なのかってということなんですけども。だから、この例えば活動実績とか、そういうのを見ても、率直に言って、何かこれは多いのか少ないのかとか、妥当なのか、妥当じゃないのかとかも、よくわからないんですけども、これはどういう感じなんですか。これで何か十分な形で行われているのか、何か足りないのか、足りないというか、これではまだ十分な成果、目標を達成しているような実績になっていないのか。だから、そういうちょっとそこら辺はどういう判断を。それから、結局、聞き方が変わっているだけで、補助基準ってどう合理的なのか、妥当なのかということにもなってくるんかと思うんですけども、そこら辺、ちょっとどんなふうに考えたらいいのかというのをちょっとお聞かせいただければと思うんですけど。

所管部署：補助の基準というのは、国・府の補助がありますので、それを基本的には基本にしているというような話になりますので、そういった基準に基づいて補助をするということがここで言うところの適当な援助ということを実現するための手法であると。

評価員：ということは、じゃあ、市の裁量というのは、ほとんど入る余地がないということなんですか。

所管部署：もちろんその国・府の補助に対して。

評価員：国はないんじゃないですか。

評価員：国はゼロになっている。国庫支出金がゼロ。

所管部署：国は府に補助をしまして、府がその国の補助金も使って市に補助をしているということ。

評価員：トンネル補助みたいな。

所管部署：はい。直接、市が受けている補助金は府からだけなのですけれども、府は当然、そのもとになる国の補助を受けて、市町村に補助をしているという。そういう意味で、国・府の補助という言い方をしています。

裁量ということに関しては、最低限、国・府が求めている基準をクリアしておれば、裁量の余地が全くないということはないであろうと。

評価員：この数字には、そういうのはどういうふうにあらわれているんですか。この実績というか。だから、そのいわゆる配分の仕方というか、その渡し方云々言うのは、老人クラブを運営していくために十分、物が渡っていると考えられるのか、それとも足りないというか、これではやっぱり現状は厳しいみたいなのか、だから、これ、どう評価できるのか判断できないなど。

所管部署：各単位クラブと言いますか、老人クラブというのは、枚方市内では240から250ぐらいありますので、それぞれ活動の内容や、濃淡というのはあるわけですので、一概に全てが足りている、足りてないということは、なかなか評価が難しいと思うのですけど。

れども、ただ、この補助金をもってなお活動がやりたい、活動が全くできない、とか、なかなかできてないというようなことはないというふうには思っています。逆に、補助金がこんなにあっても使うほどの活動がないのでということも、特にないというふうには思っています。

座長：補助金を出している以上、市として老人クラブという団体にどういうことを期待されていますか。

所管部署：老人クラブの活動を通じて、生きがいをつくっていただく。あるいは、健康増進の取り組みをしていただく。それから、社会奉仕的なボランティア活動をしていただく。高齢者同士のひとり暮らしの高齢者の方への訪問であったりとかというような活動をしていただくということで、特に地域、地縁というような形でクラブというのは成り立っていますから、その地域で高齢者の方が活動を続けていくということに対して、そういった活動が寄与しているということを期待します。当然、そういった活動について補助はしていくと。

所管部署：あと、地域の中の団体ですので、やはり自治会とか、子ども会とかも密接に連携をとられています。やはり自治会で活動されていた方が老人クラブの役員になられたりもしますので、地域の中でやはり一定の位置づけがあって、やはり地域生活とその地域の中が円滑になっていくような働きも老人クラブとしていろいろされています。そういう意味で、先ほどから出ています創造学園とか、介護予防等とは違う位置づけでの高齢者の生きがいであり、縁故づくりであり、孤立化の防止であるという形で有効なクラブであるというふうには思っています。

座長：地域性という面では、確かに先ほどの事業とは違うんですけど、生きがいと健康づくりと動機づけと大体、各事業で同じ言葉が出てくるんですね。だから、それは例えば、一部分でも老人クラブさんがその役割を担うということであれば、しかも、市がそこに期待なさっているということであれば、先ほどから出ているいろんな事業との整理がまたされていく性格の事業かなとも思うんですけど、その地域の老人クラブの活動が弱いところについて、少しまた別の形で考えるとかということもありなんですかね。

所管部署：そうですね。老人クラブ自体もなかなか地域の中での活動を活発にされているところもありますし、なかなかそういうふうになっていないところもあるというふうには聞いています。ですので、介護予防事業にもなるんですけどね。そういう地域にはどうですかということで、講師を派遣させていただくとかということでの活性化とかいう形での取り組み、これは有効だと思いますし、事業のトータル化というのですか、そういう意味でも、それはできるかなというように思います。

座長：今、御説明いただいた事業以外は、もう極めて自主事業であって、老人クラブに入られている方が会費を出して、その中で運営することではいいのでは。やはりここで言う補助基準的なものはかなり府の思いとか、いろんなことはあるんでしょうけども、枚方市さん独自のその基準的なものをつくられると、それは問題あるんですかね。府の補助金を

取るときに全然違うことをやっているとかって言われるんですか。

所管部署：活動の健康づくりとか、先ほど言いましたようなものを対象とするということは、どうしても縛りはかかってはきます。その活動に対して市が補助をしているから、府は補助をその分に対して補助率を掛けて補助をするという形ですので、全く違う活動、府が決めている推奨するこうした介護予防とか、社会奉仕活動であるとかということから違う活動を市が補助するということになれば、そこの分に対してはその補助金は使えないというふうにはなります。

ただ、細かいところでは、いろいろと補助金要綱そのものが丸つきり同じということではありませんので、そういったところは工夫の余地はあるんじゃないかと思えますけども、大枠のところではやっぱりそういった目的であったり、活動内容であったりということ踏まえないと、補助金の対象には、逆に市の事業として府の補助金対象にはならないというようなことでございます。

座長：府からは790万円ほどいただいているんですけど、人件費とかいろんなことを合わせて3,000万円ほどかかっている事業で、何か少し精査して総事業費が減れば、府からの補助は減っても、全体として一般財源も出さなくていいなという気がしますけども。

評価員：先ほどもおっしゃってたんですけど、こういう老人クラブというのは、その地域コミュニティの中の一つということの位置づけで、それでこの老人クラブの数の実績と申しますか、ずっと推移を見ますと、やはり念頭にあるのは高齢化の推移ということで考えますと、本来だったらふえていくはずのものが、そんなにふえていないということで、やはりどこもだんだん地域でのその老人クラブの活動が、多分すごくおっしゃっていたように活発なところとそうでないところの温度差と申しますか、そのコミュニティでも枚方市さん、大体45ぐらいのコミュニティがあつてとか、老人クラブあるないとか、そういう中で、最近よく補助金で言われているのは、一応、会員数に応じた補助金をもう概算でお支払いになっているから、公益、単位当たり全然変わっていないんですね、ずっと推移として。ですけども、活動しているところがより頑張っていて、そこが牽引役になっていく考え方って必要だと思うんですね。ある種、枚方市さんのところのリーダー的な老人クラブってあると思うんです。

最近注目されているのは、コメントにも以前書かせていただいているんですけど、事業奨励型補助金と申して、かなり事業で縛りがあるけども、それ健康だったら健康でも非常にそういう事業に対して積極的な老人クラブさんに関しては、奨励的な補助金というか、一律全部同じように公平に、何か必要最低限のところまで活動しているところと活発なところが一緒というのは少しどうなのかなと、この時代ね。なので、今言いました事業奨励型補助金でありますとか、老人クラブ同士が統合する統合型補助金とかですね、やっぱりいろいろ今、考え方が多様化しているんですよ、補助金も。そう申しますと、老人クラブの250ぐらいですけども、その活動内容というのはかなり、もしかしたら地域に根づいているかなり公共的な活動を積極的になさっている老人クラブさんもあるということでしたから、ちょっと交付内容とか、その補助金の支援内容と一律と

というのは、ちょっと果たして、この御時世にいいのかなというのが私自身も疑問でして、むしろ、そういう老人クラブのあるところは啓発して、同等、ほかの老人クラブもそういうやり方があるのかというのをモデル的なものをつくり出すというのも一つ、やっぱり生きがいといいますか、そういう視点を入れていただければと思います。

座 長：そうしましたら、これで「老人クラブ育成補助事業」のヒアリングは終わります。どうもありがとうございました。

<所管部署 退室>

座 長：それでは、事務局のほうから、何か御連絡することございますか。

事務局：これまでいただきました評価コメントをもとに、評価結果に係る市としての対応案を作成いたしまして、議会等への説明を行ってまいりたいと思います。

対応案につきましては、まとめ次第、評価員の皆様にもお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

座 長：それでは、以上をもちまして、第5回枚方市事務事業総点検評価員会議、これで本当にことしの評価員会議、最終でございます。どうもありがとうございました。

※事務局注記：事業数については、第2回評価委員会議後に類似事業をまとめたため、変更しております。